

育林費用負担にかかる契約書（案）

森林所有者である〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と育林費負担者であるNPO法人 22世紀やま・もり再生ネット（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結したので、本証書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（育林費を支援する土地）

第2条 乙は甲の所有する次の土地についての育林費の一部を支援するものとする。

所 在	（林小班）	地 目	実測面積(h a)
県 市（郡） 町大字 字			
合計			

（育林費支援の目的）

第3条 主として育成途上の樹木（人工林、天然林及び伐採跡地を含む）を対象として森林の育成を行うことを目的とする。

（育林方法等）

第4条 育林とは、育成途上にある樹木の保育・間伐・路網の整備・保護・保全管理など森林の管理経営に係る業務をいうほか、契約時に立木が存在しない土地については、新植等の更新作業を含む。

（育林費支援の期間）

第5条 育林費支援の契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（育林費支援の金額）

第6条 この契約に基づく育林費の支援額は、国及び地方公共団体の助成金（補助金、交付金等）を除き、甲が当該年度に実際に支出する金額のうち、毎年度乙が申し出た金額とする。

（育林費の支援を受けた土地上の立木の所有）

第7条 乙が育林費を支援した土地上の立木は、すべて甲に帰属する。

（甲の責務）

第8条 甲は市町村長から認定された森林施業計画に沿って、

自然環境・生態系、国土保全に配慮した森林施業

持続的な林産物生産機能を高める森林施業

地域社会と協調した森林管理

森林整備や地域材活用に係るNPO等との連携

森林で働く人々の安全の確保と生活の改善

市民との交流

に配慮した森林経営を行なうものとする。

また、事業着手後、条件が整った時点で「森林認証」を取得するよう努めることとし、このために契約期間中に必要となる金額については第6条に準じる。

(施業方法)

第9条 施業は概ね次によるが、甲の森林育成目的により変更することができる。

施業区分	樹種	主伐する林齢	施業内容
人工育成林	スギ、ヒノキ、マツ、広葉樹等	概ねスギ70年生、 その他80年生	新植本数：2000～4000本/ha 下刈：新植後必要な回数 除伐、つる切り：下刈後に必要な都度 間伐：除伐後10年程度ごとに1回 必要に応じ下層木植栽、補植、枝打ち、路網整備、保護・保全管理など
天然育成林	郷土樹種 又は有用樹	概ね100年生以上	必要に応じ樹木の植え込み、地表整理、萌芽調整、除伐、間伐、路網整備、保護・保全管理など
自然環境林	郷土樹種	将来にわたって自然状態を維持	必要に応じ標識設置、歩道整備、保護・保全管理など
その他			実情に応じて実施

甲が上記を変更する場合の内容

--

(収穫)

第10条 契約期間中の甲の森林経営において、人工育成林は間伐を繰り返し、育成後の主伐する林齢に達した立木の収穫に当たっては、小面積区画伐や群状伐採あるいは抜き伐り(択伐)を原則とする。天然育成林は、抜き伐りを原則とする。

自然環境林その他は、収益を目的とする収穫を行わない。

(業務の実施)

第11条 甲は施業の実施、管理・経營業務のための事業の発注などは、地域振興、透明性、信頼性、価格水準、森林ボランティア・乙の出資者の要望などを勘案して行うこととし、これについての乙の甲に対する意見を甲は尊重するものとする。

(経費の配布)

第12条 甲は乙の支援を受けるまでに、別紙様式による事業計画書及び作成されている場合は森林施業計画(写し)を提出しなければならない。また、補助金、交付金等についての都道府県、市町村等への申請を行った時点で、申請書(写し)を乙に提出しなければならない。

2 甲の求めがあった場合、上記の資料提出をもって、乙は支援額の50%以内を支払うことができる。この支援額から支出した経費の領収書(写し)を速やかに乙に提出しなければならない。この残余の金額は事業対象森林の森林整備のために支出した総額の領収書(写し)と別紙様式による事業実施結果報告書の提出後に支払われる。

(乙の対象森林への立ち入り)

第13条 乙は甲に通知の上、森林内に立ち入って、森林の調査、管理・経営状況の調査、育林費の使途状況の調査、乙の広報看板の設置等ができる。甲は現地案内、諸帳票の提示・説明、看板設置等に無償で協力しなければならない。

(収支の説明)

第14条 甲は乙の申し出があった場合、乙が負担した育林費の使途(相手方、金額、作業内容など)について、契約書等の諸帳票とともに乙に説明をしなければならない。

(育林費の返還)

第15条 乙が負担した育林費の使途が「育林費支援の目的」及び「育林方法等」など、この契約に違背した場合又は不法・不正に使用された場合、甲は乙の提供した全ての金額を返還しなければならない。

(乙の対象森林の利用)

第16条 甲は、地域社会や森林ボランティア、乙の資金提供者の要請があり、乙がこれに同意した場合、乙の活動趣旨や資金提供企業名等を表示した看板、小さなあずまや等の設置、森林浴や森林浴参加者の個人的利用に供される少量の山菜採取、間伐等の体験林業等を無償で提供することとする。

また、甲は、乙の出資者によるこの森林の広告・広報媒体としての使用や提供資金の効用を環境会計に記載して公表することを無償で認めるほか、資金提供者の要請があれば契約期間中の森林の産物について、甲と乙が合意できた時価で販売することとする。

(契約期間の変更及び契約の解除)

第17条 契約期間中における森林の公用公共的利用、甲又は乙の財政事情、自然災害等で契約の目的が達成できない場合及びその他理由の如何にかかわらず、甲又は乙のどちらかの申し出によって、この契約の全部又は一部を解除する。

この場合、第12条に基づき支払われた額のうち、契約解除時点で事業の実施がなされていないものについて、甲は乙にこれを返還しなければならない。

(契約期間の延長)

第 18 条 この契約期間が満了した時点で、双方が合意した場合、この契約の一部又は全部についてその期間を延長することができる。

(所在地等の変更の通知)

第 19 条 双方はその氏名、名称、住所、相続等による所有者の変更があった場合は、遅滞無く相手方に通知するものとする。

(市町村長の斡旋)

第 20 条 この契約の履行についての疑義が生じた場合、甲又は乙はこの森林が所在する市町村長に斡旋を要請することができる。

(管轄裁判所)

第 21 条 この契約について、当事者が民事訴訟を提起する場合の第一審裁判所は、東京都内に所在する裁判所とする。

(その他の事項)

第 22 条 この契約に定めのない事項については、双方が協議の上で定める。

平成 年 月 日

甲 住 所 :

組織名 :

代表名 :

印

乙 住 所 : 東京都港区赤坂 1 - 9 - 13 三会堂ビル 9 階

組織名 : NPO 法人 22 世紀やま・もり再生ネット

代表名 :

印

別紙 事業計画書及び実施結果報告書の様式

平成 年度森林整備事業計画書（実施結果報告書）

平成 年 月 日

住 所：

組織名：

代表名：

印

1、事業対象等

森林所有者（甲）の名称	
事業対象森林の所在地名	県 市 町の
事業対象森林の全面積	h a
事業の実施期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
事業の実施形態（発注先など）	

2、事業内容

林小班名	作業内容	面積 (h a)	必要額(千円)				合計
			国・県の補助 金、交付金	市町村の補 助金、交付金	自己資金 その他	N P O 法人 からの支援	
合計							

(注) 必要額の各欄の合計額は総必要額に一致させること。

3、事業予定（実施状況）の具体的説明（200字程度）

4、現地写真（事業着手前、事業実行状況と実行結果など、各数枚をデジタル写真で提出して下さい。）

5、事業計画書提出時に現在有効な森林施業計画・地域森林計画の森林簿・実測図の（写し）森林位置図（5万分の1）登記簿（表題部、甲区、乙区を含む）を添付のこと。これらは既存の類似資料で代替することができるので事務局にご相談下さい。